

(案)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び
公共施設の利用制限への対応方針※ 網掛け は変更箇所

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び愛知県の「警戒領域」での感染防止対策を踏まえ、市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、令和3年11月22日(月)から、下記の方針で対応を行う。

記

1 イベント等の開催について

イベント等の開催制限の目安について、下表のとおりとし、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、「イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアル」を参考に、感染防止対策を講じた上で開催する。

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし：100% 大声あり：50%	5,000人 又は 収容定員の50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。愛知県が別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、イベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

2 公共施設の利用制限について

公共施設について、国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で、原則、利用制限を解除する。

※ 施設利用により多数の感染者が発生した場合は、個別に施設を閉鎖する。

※ これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取扱については、当面の間、継続する。